

自 立 支 援 医療の種類	名 称	所 在 地	医療の 種 類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・ 育成医療	戸井薬局	高島市新旭町安井川1252－1	薬局	戸 井 一 郎	令和 8 . 1 . 22

滋賀県告示第392号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県特別高压電力・工業用LPガス料金負担軽減支援事業に係る支援金の支出事務を次のとおり委託した。

令和 8 年 9 月 18 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 株式会社エイチ・アイ・エス関西公務法人営業所
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大阪府大阪市北区梅田 3－4－5 毎日インテシオ16階
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県特別高压電力・工業用LPガス料金負担軽減支援事業に係る支援金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和 7 年 9 月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和 8 年 9 月 3 日

滋賀県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。
この関係図面は、令和 8 年 9 月 18 日から令和 8 年 10 月 2 日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 18 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	安土西生来線	近江八幡市安土町下豊浦字十六8710番 1 地先から	変更後	最小 14.6m } 最大 17.6m	263.0m	道路法24条承認工事（現道拡幅）に伴う道路区域の変更
		近江八幡市安土町下豊浦字十六8731番 2 地先まで	変更前	最小 14.3m } 最大 17.6m	263.0m	

滋賀県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
この関係図面は、令和 8 年 9 月 18 日から令和 8 年 10 月 2 日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 18 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
高野守山線	守山市浮気町字西ノ口341番 7 地先から 守山市浮気町字西ノ口343番 2 地先まで	令和 8 . 9 . 18 9 時	L = 34.6m

公 告

林業種苗生産事業者講習会開催公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定に基づき、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和8年9月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 講習会の日時および場所

- (1) 日時 令和8年10月21日(水)午前9時40分から午後5時15分まで
- (2) 場所 滋賀県林業普及センター2階ミーティングルーム(野洲市北桜978-95)

2 講習内容および講習時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地および系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

なお、講習において、「講習会テキスト 林業種苗の生産・配布に必要な知識(全国山林種苗協同組合連合会令和7年7月発行)」を使用するので、各自持参すること。

3 講習対象者 林業種苗生産事業者の登録を受けようとする者またはその従事者

4 申込書配布 令和8年9月29日(火)から令和8年10月14日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)、滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および各森林整備事務所(高島支所を除く。)で配布する。

※申込書は、県ホームページからダウンロードして入手することができます。

5 受講の申込み 受講を希望する者は、講習会の開催日の7日前(令和8年10月14日)までに、林業種苗生産事業者講習会受講申込書に必要事項を記載して、各森林整備事務所(高島支所を除く。)に申し込むこと。

6 申込み受付時間 午前9時から午後5時まで

7 受講手数料 14,000円

受講手数料は現金またはキャッシュレス決済によって納付すること。なお、納付した受講手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。

8 講習会修了証明書の交付 講習会の課程を修了した者に対して、生産事業者講習会修了証明書を交付する。

9 連絡先 滋賀県琵琶湖環境部森林保全課 電話 077-528-3935

自然環境保全協定締結の公告

滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第23条第1項の規定により自然環境保全協定を次のとおり令和8年9月2日に締結したので、同条第2項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

この協定書は、滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置き一般の縦覧に供する。

令和8年9月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 事業者の名称 甲賀バラス株式会社 代表取締役社長 中嶋大展

2 事業目的 資材置場造成工事

3 事業区域 甲賀市甲南町池田字三界120番 外113筆

4 事業面積 95,308㎡

国土調査の成果の認証公告

米原市入江6地区における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年9月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 調査を行った者の名称 米原市

2 調査を行った時期 令和3年4月から令和6年3月まで

3 成果の名称 米原市入江6地区の地籍図および地籍簿

4 調査を行った地域 米原市入江6地区

5 認証年月日 令和8年9月9日

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

近江八幡市が令和8年9月18日に変更した近江八幡八日市都市計画地区計画(鷹飼町畔高地区計画)に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年9月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

連担建築物設計による建築物に関する特例の認定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第2項の規定による認定をしたので、同条第8項の規定により次のとおり公告し、関係図書を縦覧に供する。

令和8年9月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 対象区域 栗東市上砥山字倉見谷1600外
- 2 認定番号 第R08認番滋賀建築001号
- 3 認定年月日 令和8年8月31日
- 4 関係図書を縦覧に供する場所 滋賀県交通まちづくり部建築開発課